

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.222

(2020.08.04)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

### 「令和2年7月豪雨災害義援金」(長野県共募)の募集について

#### 1 趣旨

令和2年7月豪雨により、長野県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会(以下、「本会」という。)では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

#### 2 義援金の名称

「令和2年7月豪雨災害義援金」

#### 3 受付期間

令和2年7月 27日(月)から令和2年9月 30日(水)まで  
(被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。)

#### 4 義援金の受入れ

##### (1) 指定口座による受入れ(金融機関等)

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1253744	シャカイフクシホウジンナガノケンキョウドウホキンカイ 社会福祉法人長野県共同募金会
ゆうちょ銀行	00160-8-364147		ナガノケンキョウドウホキンカイレイワ2ネン7ガツゴウ ウサイガイキエンキン 長野県共同募金会令和2年7月豪雨 災害義援金

※1 八十二銀行本店・各支店の窓口からの振込書による送金手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行(郵便局を含む。)における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

##### (2) 現金書留による受入れ

(※料金免除の取扱いを申請中です。)

##### (3) 本会窓口による受入れ

(場 所) 長野県共同募金会事務局(長野市西長野143-8 長野県自治会館2階)

(受 付)月曜日から金曜日までの午前8時 30分から午後5時 15分までの間  
(祝日を除く。)

#### 5 義援金の配分

本会で受け入れた義援金は、その全額を長野県令和2年7月豪雨災害対策本部に拠出し、長野県が設置する「令和2年7月豪雨災害義援金配分委員会」を通じて、被災者に配分されます。

#### 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

税制優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書に「令和2年7月豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要がありますので、お手数ですが、ご希望の方は本会までお問い合わせください。

なお、この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

(<https://www.akaihane-nagano.or.jp>)

また、共同募金会が取りまとめる義援金に関して、税制優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入のうえ、本会に送付してください。

後日、所定の領収書を発行いたします。

#### 〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

#### 7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

#### 8 問い合わせ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館2階

TEL 026(234)6813 FAX 026(234)3024

(<https://www.akaihane-nagano.or.jp>)

#### 附則

この要綱は、令和2年7月 27日から施行する。

## ※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和2年7月豪雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

### 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和2年7月豪雨災害義援金(長野)」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

### 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。